

大阪市立修道館及び大阪城弓道場指定管理者募集に関する質問・回答

No	質問箇所	質問内容	回 答
1	募集要項 P2	<p>「修道館では令和8年11月から令和10年4月末まで、弓道場では令和8年6月から令和10年3月末まで、大規模改修の実施による施設の使用休止を予定している」とあります。</p> <p>5年間の収支計画書において、例えば、修道館であれば、令和8年度の5か月間及び令和9年度12か月間並びに令和10年度1か月間の、利用料金収入額や自主事業収入の積算額を0円とする、さらに経費明細でも、自主事業のための経費は0円とする、など、使用休止を見込んで代行料を算定するのですか。</p> <p>それとも、他の年度と同様に年間開館であることを想定し、代行料を算定しておくこととし、指定管理期間中に、改修による使用休止時期について貴局から通知された後、年度の契約金額の再積算を行い、契約金額を再決定いただくのですか。</p> <p>ご教示ください。</p>	<p>修道館では令和8年11月から令和10年4月末、弓道場では令和9年6月から令和10年3月末の期間において、大規模改修の実施による施設の使用休止を予定しています。</p> <p>収支計画書は、大規模改修による施設の使用休止の影響は無いものとして提案していただき、工事計画が確定後、業務代行料の見直しや精算について協議を行います。</p>